

平成 24 年 8 月 22 日

各都道府県・政令市

産業廃棄物行政所管課（室）長 殿

環境省 廃棄物・リサイクル対策部 適正処理・不法投棄対策室



特定産業廃棄物に起因する支障の除去等に関する特別措置法の一部を改正する法律案の施行等について

産業廃棄物行政の推進につきましては、日頃より御理解・御支援を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、特定産業廃棄物に起因する支障の除去等に関する特別措置法の一部を改正する法律（平成 24 年法律第 58 号）が平成 24 年 8 月 22 日に公布されたのでお知らせいたします。本法律は、平成 10 年 6 月 16 日以前に不法投棄等がなされた事案に対する財政支援を行うものであり、主な改正点は、①その有効期限を平成 35 年 3 月 31 日まで延長すること、②環境大臣への都道府県等の実施計画の協議の期限を平成 25 年 3 月 31 日までとしていることです。なお、詳細な内容につきましては別途添付させていただいている概要資料をご参照ください。

また、既に平成 22 年度、平成 23 年度に本法に基づく財政支援の必要性の有無については確認をさせていただいているところですが、再度、貴都道府県市における本法による財政支援の有無について確認をさせていただきます。該当がございます場合は、別添の調査票により 9 月 7 日（金）までに書面にて回答願います。調査票の様式は都道府県等に登録いただいている課の代表のメールアドレスにもお送りしています。

なお、期限までに御回答がない場合には、該当事案がないものとさせていただきます。

（連絡先）

適正処理・不法投棄対策室

楠本、田中

〒100-8975 東京都千代田区霞が関 1-2-2

TEL : 03-3581-3351（内線 6883）

FAX : 03-3593-8264

E-mail : hiroshi\_kusumoto@env.go.jp

Yasuyuki\_tanaka@env.go.jp